

三豊市男女共同参画推進・性の多様性に関する啓発活動事業補助金

男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することは、多様な人々が能力を発揮することができる社会に実現につながります。三豊市では、男女共同参画の推進や性の多様性の尊重を図る活動や事業を行う事業者または団体に対し、補助金を交付します。

1 対象事業

●人材育成・研修事業

【例】・女性の役員への登用をはじめとした、女性活躍推進への意識啓発のための管理職研修

- ・管理職や地域のリーダーを目指す女性を対象とした研修
- ・セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなど、多様なハラスメント対策研修
- ・事業所や団体内等での性的マイノリティへの理解促進を図る研修

●労働環境整備事業

【例】・同性パートナーを配偶者と同等に扱う人事制度や福利厚生制度の導入

●その他、男女共同参画推進及び性の多様性への啓発につながる事業

【例】・災害時での女性のリーダーシップを推進するための取組や性的マイノリティへの配慮に対する取組

- ・男性の家事等への参画促進のための父親向け、男性社員向けのセミナー

2 補助金の額

- ・補助金の額は、審査の結果、予算の範囲内で決定する。
- ・補助金の限度額は、1団体10万円とする。

3 補助対象者

- ・市の区域内に事業所を有する事業者
- ・過半数以上が三豊市に在住、在勤、在学する5人以上の団体

4 募集締切

令和3年6月30日（水）必着

5 選考・結果通知

令和3年7月下旬

6 事業の実施

選考結果通知日から令和4年2月28日（月）まで

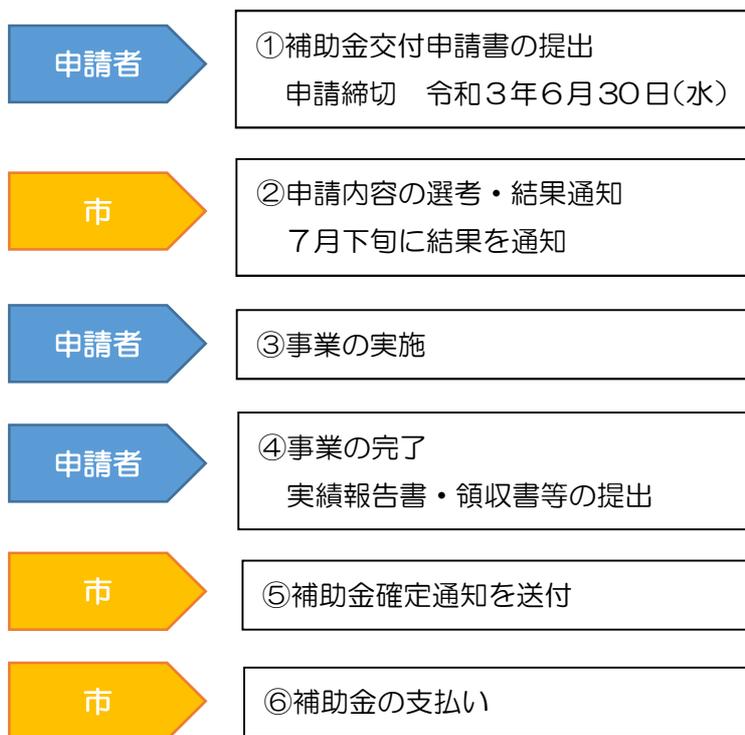
7 補助対象経費

- 活動スタッフの人件費
- 講師等への報償、謝礼
- チラシ、ポスター、資料、報告書等の作成に伴う材料、消耗品費、印刷製本費
- 専門的知識、技術等を要する業務の外部委託に伴う費用
- 機器類の貸借（レンタル）料
- 会場等の使用料
- その他市長が必要と認める経費

8 必要書類

- 交付申請書（様式第1号）
 - 事業計画書（様式第2号）
 - その他市長が必要と認める書類
- （申請書等の様式は人権課で配布または市ホームページよりダウンロードできます）

9 申請の流れ



※補助金の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、交付決定通知後、補助金の全部または一部を概算払いすることができます

10 申込・問合せ先

三豊市市民環境部人権課

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL 0875-73-3008 FAX 0875-73-3020

E-mail jinken@city.mitoyo.lg.jp

